

埼玉県子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱

(目的)

- 第1条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ることを目的とする。
- 2 前項の交付金の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後健全育成事業を実施するための建物をいう。
- 2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

- 第3条 放課後児童クラブの施設整備を行う次の者（以下「補助事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において交付金を交付する。
- （1）市町村が設置する第2条に定める放課後児童クラブの整備（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）

(2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財團法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者（以下、「社会福祉法人等」という。）が設置する第2条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助

なお、（1）又は（2）に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする。（市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）

（交付の対象外）

第4条 次に掲げる費用については交付金の対象としない。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第5条 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合

別表1の第3欄に定める対象経費の実支出額と第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第5欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合

(1) に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

（国の財政上の特別措置）

第6条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあっては、別表2に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第5条による。）

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合

(2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算出した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額

で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))

(交付の条件)

第7条 交付金の交付には次の条件を付するものとする。

(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を実施する場合

- ア 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならぬ。
- イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模または構造(施設の規模を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - (イ) 建物等の用途
 - ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、平成27年12月4日付け内閣府告知第424号で定めている処分制限期間を過ぎるまで、知事の承認を受けないで、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ク 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式10により速やかに知事に報告しなければならない。
 - また、この報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付せることがある。
 - ケ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方は当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
 - コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - サ 交付金の交付目的と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金、又は、公益財団法人JKKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

- ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、ケ、コ、及びサに掲げる条件この場合において、

「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条の規定により、知事が別に定める期間を経過するいざれかの長い日まで保管しなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式10により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入税額控除額があることが確定した場合には当該仕入税額控除額を市町村長に返還しなければならない。

オ 次のいざれかに該当する場合は、社会福祉法人等は市町村に補助金を返還しなければならない。

(ア) 社会福祉法人等が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は社会福祉法人等の役員等が暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(オ) 事業を実施するに当たり、社会福祉法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（ア）から（エ）までのいざれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) 事業を実施するに当たり、社会福祉法人等が、（ア）から（エ）までのいざれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（オ）に該当する場合を除く。）に、市町村が社会福祉法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、社会福祉法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

- (3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式1のとおりとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書抄本とする。

(交付の方法)

第9条 この交付金は、概算払をすることができるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式3のとおりとする。

(変更申請手続)

第11条 交付金交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第8条に定める申請手続に従い、知事が定める期日までに行うものとする。

(状況報告)

第12条 工事に着工したときは、様式5の報告書により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式6の報告書により各年度12月末日現在の状況を翌月10日までに、知事に報告するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業等が完了したときは、事業完了後（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理後）30日以内、又は交付金の交付を受けた会計年度終了日のいずれか早い期日までに様式7の報告書により知事に報告するものとする。

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知書の様式は、様式9のとおりとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした調書並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助事業等の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を

受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条の規定により、知事が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならぬ。

2 前項の調書の様式は、様式4のとおりとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、交付金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別 表 1

1 整備区分	2 種目	3 対象経費	4 基準額	5 負担割合
創 設 及 び 改 築	本体工事費	<p>放課後児童クラブの創設及び改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）</p>	<p>31,298千円</p> <p>ただし、通知の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合。</p> <p>62,596千円</p> <p>一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。</p>	<p>市町村が整備を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）</p> <p>【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</p> <p>国 1/3 (2/3) 【5/6】 県1/3 (1/6) 【1/12】</p> <p>市町村 1/3 (1/6) 【1/12】</p>
	賃借料加算	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	7,271千円	
	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	18,833千円	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づく）

	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1, 661千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2, 473千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設設備を整備する場合は、通知の第2の2により知事が必要と認めた額とする。	き待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 2/9 (1/2) 【5/8】 県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】
拡張	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	国 2/9 (1/2) 【5/8】 県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】
	賃借料加算	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	7, 271千円	
	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	18, 833千円	
大規模修繕	本体工事費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	通知の第4の3により知事が必要と認めた額とする。	
	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	18, 833千円	
	仮設施設整備工事費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により知事が必要と認めた額とする。	

別 表 2

(第6条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 整備区分	2 種目	3 対象経費	4 基準額	5 負担割合
創 設 及 び 改 築	本体工事費	<p>放課後児童クラブの創設及び改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）</p>	<p>34,428千円 ただし、新・放課後総合プランによる場合。 68,856千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。</p>	<p>市町村が整備を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</p> <p>国 1/3 (2/3) 【5/6】 県 1/3 (1/6)</p> <p>【1/12】 市町村 1/3 (1/6)</p> <p>【1/12】 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して</p>
	賃借料加算	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	7,998千円	
	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	20,716千円	

	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1, 827千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2, 720千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 又は仮設設備を整備する場合は、通知の第2の2により知事が必要と認めた額とする。</p>	補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】
拡張	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	国 2/9 (1/2) 【5/8】
	賃借料加算	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	7, 998千円	県 2/9 (1/8) 【1/16】
	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	20, 716千円	市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】